「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1 政策等の題名 杉並区自転車利用総合計画【改定】

2 案の公表の日 平成28年12月11日

3 意見提出期間 平成 28 年 12 月 11 日から平成 29 年 1 月 10 日

4 意見提出実績 総数5件(個人5件、団体0件)延べ16項目

FAX 2件

ホームページ 3件

5 お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

No.	項目	意見の概要	区の考え方		
第2章 自転車利用の現状と課題					
1	6 自転車利	「6 自転車利用に関する課題」の	住宅地が中心の杉並区でコミュニ		
	用に関する課	一つとして、「コミュニティサイク	ティサイクルを導入する場合、回遊性		
	題	ルの導入」を検討課題として入れて	などを踏まえた利用予測や、それに伴		
		ほしい。(同意見:1件)	うポートの確保、周辺区市との連携な		
			どが重要であり、今後も、周辺区市の		
			導入状況などを注視していく必要が		
			あると考えています。		
第3	第3章 取組の基本的方針、計画目標及び具体的な取組				
	2 基本的方	基本方針に「自転車通行空間の整	自転車通行空間の整備については、		
	針別の取組	備」を加えて5方針としてほしい。	基本的方針4の「自転車の安全利用		
		なお、「自転車通行空間の整備」の	(事故防止)の推進」に基づき実施す		
		内容説明には、自転車通行空間の整	る取組の一つとしています。		
		備、自転車ネットワーク整備につい	なお、区では、自転車走行空間整備		
		てその基本方針と計画目標(表)を	の具体化を図るため、国、東京都等の		
2		記述してほしい。	関係機関と協議のうえ、「杉並区自転		
			車ネットワーク計画」を策定し、その		
			中で、基本方針、計画目標を掲載して		
			います。		
			計画目標については本計画の P21		
			(3) (4)に掲載しています。		

No.	項目	意見の概要	区の考え方
	2 基本的方	短時間利用者向けの駐車場の整	街頭指導員による自転車駐車場へ
	針別の取組	備が進まない場合は、指導・注意の	の誘導、放置自転車への警告など、放
		強化、撤去を頻繁に行うことが必要	置防止活動の強化に努めていきます。
3	2-3 放置	である。	
	自転車のない		
	安全で快適な		
	まちづくり		
	2 基本的方	自転車運転中の携帯・スマホの使	これまでも小・中学校での自転車安
	針別の取組	用、イヤホン利用への規制の明記	全利用教室や一般向けの講習会にお
	0 4 H ±=	や、その規制について学校を通じて	いて、携帯電話・スマートフォン操作
4	2-4 自転 車の安全利用	生徒に伝えてほしい。	┃などの「ながら運転」などの危険行為 ┃ ┃を紹介し運転ルール・マナーの啓発に ┃
4	(事故防止)		努めてきました。
	の推進		今後とも講習会などの実施や、学校
	., –		を通じ周知・注意喚起実施の協力を求
			めていきます。
	2 基本的方	自転車の LED ライトは取付け方	正しい自転車の整備や乗り方など
	針別の取組	によっては歩行者・対向車がまぶし	については、区内各警察と協力をしな
5	2-4 自転	い場合がある。	がら、自転車安全利用教室などを通じ
	車の安全利用	歩行者・対向車が危険を感じない	て、今後も周知に努めていきます。
	(事故防止)	ような取付け方を指導してほしい。	
	の推進	自転車で犬の散歩を行うことが	今後も広報などを通じて安全に正
6		道交法違反であることを、周知徹底	しく自転車を運転してもらえるよう
		してほしい。	啓発をしていきます。
		安全パトロール隊による注意喚	区の安全パトロールは、防犯対策、
		起に従事する者には、区から正式に	自転車放置防止対策等の安全指導に
		委嘱する・身分証を支給する・警察	ついて知識・経験を有する者を非常勤
		との連携体勢を整えるなど、行為の	職員として委嘱して、区の事業として
		正当性の確立と安全の確保が必要	実施しています。
7		である。	パトロールの実施に当たっては、区
			内各警察署からの事故情報やパトロ
			ール中の注意喚起の事例など、警察署
			との情報共有や連携を図ることによ
			り、安全性の確保に努めています。
		道路交通法改正以来、自転車は、	自転車は原則、車道左側通行となり
8		基本的に車道を走行となったが、高	ますが、例外として、13歳以下の子ど
		齢者や子ども達には、車道を走るこ	も、70歳以上の高齢者、障害のある方
		とは勧められない。	は歩道の通行が認められています。
			今後も高齢者や子どもなどの安全
			を確保するため、周知を図っていきま
			す。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
9	2 基本的方針別の取組2-4 自転車の安全利用(事故防止)の推進	自転車より弱い歩行者を守るため、自転車が車道を走るのは当然であるが、自動車から自転車を守る施策も、セットで行われる必要がある。 自転車の最高速度制限を10Km/hとする。また、歩行者とすれ違い	区では自転車の車道左側通行を促し、また、自動車運転者に対しても自転車が車道の左側を通行することを周知するため、杉並区自転車ネットワーク計画を策定し、自転車事故の多い道路などを中心に、路面への自転車ナビラインやナビマークの整備を進めていきます。 道路交通法では自転車が歩道を走行するときは、車道寄りを徐行すると
10		や歩行者を追い越すときは、歩行者 並みの速度に減速するように周知 するとともに、学校などで教えてほ しい。	定められています。今後も小中学校での自転車安全利用実技講習会や区民向けの講習会などで歩道での通行方法も含めた、ルール・マナーの啓発を更に進めていきます。
11	2 基本的方針別の取組2-4 自転車の安全利用(事故防止)の推進	自転車及び歩行者は、原則として歩 道部分の左側を通行し、追い越す場 合のみ、安全確認のうえ右側を通行 することを周知し、学校などでも教 えてほしい。	道路交通法では自転車が歩道を走 行するときは、車道寄りを徐行すると 定められています。今後も小中学校で の自転車安全利用実技講習会や区民 向けの講習会などで歩道での通行方 法も含めた、ルール・マナーの啓発を 更に進めていきます
12		交通ルールのなじみの薄い、普段 クルマを運転しない方への啓発活 動の推進が必要である。(商店会、 町内会のイベントなどの機会に実 施してほしい。) 赤信号の無視やスマホ操作など	警察と協力のもと実施している小・ 中学校での自転車安全利用実技講習 会に加え、普段自転車のルール・マナ ーを学ぶ機会の少ない、社会人や学生 を対象に平日夜間に自転車ルールに 関する講習会を開催しています。ま
13		た院な運転を見かけるので、警察との連携による取締りの強化が必要である。また、自転車運転マナーの向上のために、街頭での啓発、指導が必要である。	関する調査会を開催しています。また、商店街や町会、交通安全協会などと協力して街頭での啓発活動等も定期的に行っています。 今後も関係機関や地域の団体と協力して啓発活動などを進めます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方			
そ	その他					
14		短時間利用者向けの小規模な駐	短時間利用者向けの自転車駐車ス			
		輪場を更に整備していく必要があ	ペースは、既存の自転車駐車場の空き			
		る。	スペースなどを活用して整備を行っ			
			ています。あわせて、商店街等の小規			
			模な用地を活用した駐車スペースの			
			整備や、民間の事業者などによる整備			
			促進の方策を検討していきます。			
		JR高円寺駅周辺では、点字ブロ	自転車の放置に関しては、街頭指導			
15		ック上に自転車、店舗の看板・商品	員による自転車駐車場への誘導、放置			
		などが置いてある。また、飲食店の	自転車への警告など、放置防止活動の			
		客席を設けている場所もあり通行	強化に努めていきます。			
		の障害となっているので、視覚障害	また、店舗の看板・商品、飲食店の			
		者が安全に通行出来るように改善	客席などの路上放置防止に関しては、			
		してほしい。	本計画の取組には該当いたしません			
			が、引き続き関係機関と連携し、店舗			
			などへの指導の強化に努めていきま			
			す。			